

鳥取大学大学院工学研究科博士学位 申請の手引（論文提出による学位）

博士学位の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「鳥取大学学位規則」及び「鳥取大学大学院工学研究科博士学位審査規程」（以下「博士審査規程」という。）によるもののほか、この申請の手引により所定の手続きを行ってください。

1. 資格

次の各号の一に該当する者。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち退学した者。
- (2) 大学院博士前期課程又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有する者。
- (3) 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有する者。
- (4) 前各号に掲げる者以外のもので、10年以上の研究歴を有する者。

2. 申請時期

予備審査 11月（5月）
本審査 1月（7月）
（ ）は9月授与

3. 予備審査

申請者は、博士審査規程に定める下記の書類を工学部事務部を經由して研究科長に提出し、予備審査を受けなければならない。

提出書類

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 予備審査申請書 | (様式9) |
| ② 学位論文の草稿 | |
| ③ 学位論文の概要及び要旨 | (様式2) |
| ④ 論文目録（学術論文、口頭発表論文等） | (様式3) |
| ⑤ 履歴書 | (様式4) |
| ⑥ 最終学歴の卒業又は修了証明書 | |
| ⑦ 研究歴証明書 | (様式10) |

(注)

- (1) 「予備審査申請書」について
氏名は、戸籍のとおりに入力する。
(以下の提出書類についても同様とする。)

(2) 「学位論文の草稿」について

- ① A4判横書きとし、和文又は英文とする。
- ② 学位の申請に値する十分な内容を備えているものとする。
- ③ タイプライタ又はワードプロセッサ等による印字とすることが望ましいが、手書きによる場合は楷書で丁寧に書くこと。

(3) 「学位論文の概要及び要旨」について

- ① 所定の様式によるものとし、学位の申請に値する内容であるものとする。
- ② 和文とする場合は、A4判横書きとし、2,000字程度にまとめる。
図表、化学記号等を用いる場合は、明瞭なものを使用するものとし、図表は最小限にとどめること。
- ③ 英文とする場合は、A4判横書きとし、800語程度にまとめることとし、様式は和文の場合に準ずる。
- ④ 論文題目が英文の場合は、題目の下に（ ）を付して和訳を併記すること。

(4) 「論文目録」について

- ① 主論文とは、審査対象の学位論文内容に直接関係のある内容の論文をいう。
- ② 参考論文とは、審査対象の学位論文内容とは直接関係のない内容のものであるが、指導教官が学位論文審査上の参考になると認めた印刷公表済の論文をいう。

(5) 履歴書

- ① 本籍地は、都道府県名を記入すること。(外国人は、国籍を記入すること。)
- ② 現住所は、住民登録されている住所を記入すること。
- ③ 学歴欄は、大学卒業以降について記入すること。
- ④ 職歴欄は、常勤の職についてその勤務先、職名を記入すること。
ただし、非常勤の職であっても、とくに教育・研究に関するものについては、記入する。
- ⑤ 研究歴欄は、学位審査の参考になると思われる事項(研究課題、研修、学術調査、学術奨励金に関するものなど)について、事項別に記入する。

4. 予備審査結果通知

予備審査結果通知書(様式5)により、学位申請が許可された者に通知する。

5. 本審査

予備審査で学位申請が許可された場合、担当教授の承認を得て、博士審査規程に定める下表の書類を工学部事務部を經由して研究科長に提出すること。

提出書類

- ① 学位申請書 (様式11)
- ② 学位論文
- ③ 学位論文の概要及び要旨 (様式2)
- ④ 論文目録 (学術論文, 口頭発表論文等) (様式3)
- ⑤ 学位論文審査手数料 57,000円

(注)

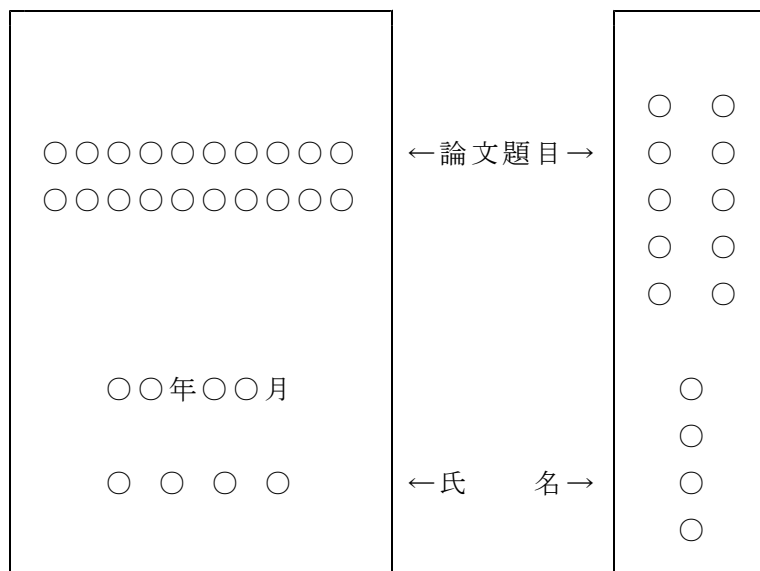
(1) 「学位論文」について

- ① A4判横書きとし, 和文又は英文とする。
- ② 学位の申請に値する十分な内容を備えているものとする。
- ③ タイプライタ又ワードプロセッサ等による印字とするか, 手書きによる場合は楷書で丁寧に書くこと。
- ④ 複写してもよいが, 永久保存に耐え得る印刷製本とする。

(印刷製本の際の学位論文の表紙の作成例)

(表紙)

(背表紙)



(2) 「学位論文審査手数料」について

博士後期課程に3年以上在学し, 所定の単位を修得し, かつ, 必要な研究指導を受けたのち退学した者で, 退学の日から1年以内に申請する者は不要である。

6. 論文審査及び試問

- (1) 論文審査の過程において担当教授が所属する講座が主催で学位論文の公聴会を開催する。
- (2) 試問は、博士後期課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するため口答又は筆答により行う。
- (3) 公聴会、試問の日時等は別途通知する。

7. 本審査の結果

学位論文審査結果の要旨（様式7）及び学位論文審査の結果及び試問の結果（様式12）により研究科委員会に報告され、学位の授与の可否を審議し、議決する。

8. 学位論文の印刷公表について

- (1) 学位論文は、学位が授与された場合、その日から1年以内にその全文又は要約を印刷公表しなければならない。
ただし、当該学位を授与される前に関連論文の形で大部分を印刷公表したときはこの限りでない。
- (2) 印刷公表は、単行の書籍、学術雑誌等の公刊により行うものである。
- (3) 学位論文は、学位が授与される前であっても、その全文を印刷公表することができる。
また、その研究事項の区分（論文構成上の区分：編、章等）により分割した論文をもって、数回に分けて印刷公表することができる。